

議案第76号関係参考資料

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

新 旧 対 照 表

川崎市選挙管理委員会事務局

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号	○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号
第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。	第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。
(1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 336,000円	(1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 336,000円
(2) 議会議員のうちから選任された監査委員 月額 67,000円	(2) 議会議員のうちから選任された監査委員 月額 67,000円
(3) 市選挙管理委員会委員長 月額 267,000円	(3) 市選挙管理委員会委員長 月額 267,000円
(4) 市選挙管理委員会委員 月額 210,000円	(4) 市選挙管理委員会委員 月額 210,000円
(5) 区選挙管理委員会委員長 月額 135,000円	(5) 区選挙管理委員会委員長 月額 135,000円
(6) 区選挙管理委員会委員 月額 106,000円	(6) 区選挙管理委員会委員 月額 106,000円
(7) 人事委員会委員長 月額 336,000円	(7) 人事委員会委員長 月額 336,000円
(8) 人事委員会委員 月額 279,000円	(8) 人事委員会委員 月額 279,000円
(9) 農業委員会会長 月額 42,000円	(9) 農業委員会会長 月額 42,000円
(10) 農業委員会委員 月額 31,000円	(10) 農業委員会委員 月額 31,000円
(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円	(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円
(12) 選挙長 日額 <u>10,800円</u>	(12) 選挙長 日額 <u>10,600円</u>
(13) 投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u>	(13) 投票所の投票管理者 日額 <u>12,600円</u>
(14) 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,300円</u>	(14) 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,100円</u>
(15) 開票管理者 日額 <u>10,800円</u>	(15) 開票管理者 日額 <u>10,600円</u>
(16) 投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u>	(16) 投票所の投票立会人 日額 <u>10,700円</u>
(17) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,600円</u>	(17) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,500円</u>
(18) 開票立会人 日額 <u>8,900円</u>	(18) 開票立会人 日額 <u>8,800円</u>
(19) 選挙立会人 日額 <u>8,900円</u>	(19) 選挙立会人 日額 <u>8,800円</u>
2 期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における前項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、その者の報酬の額に同項第14号の職員については <u>983円</u> 、同項第17号の職員については <u>835円</u> をそれぞれ加算した額とする。	2 期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における前項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、その者の報酬の額に同項第14号の職員については <u>965円</u> 、同項第17号の職員については <u>826円</u> をそれぞれ加算した額とする。

改正後	改正前
<p>3 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、日額28,000円又は月額336,000円を超えない範囲内において任命権者が定める。</p>	<p>3 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、日額28,000円又は月額336,000円を超えない範囲内において任命権者が定める。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの報酬の額は、月額740,000円とする。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの報酬の額は、月額740,000円とする。</p>
<p>第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、前条第1項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。</p>	<p>第2条 日額の報酬は、出務した日ごとに支給する。ただし、前条第1項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。</p>
<p>2 月額の報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>2 月額の報酬の支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の例による。</p>